

# 県自然環境保全地域等

## 制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
<p>県自然環境保全地域・緑地環境保全地域</p>	<p>広島県自然環境保全条例 (制定年月日) 昭和47年12月26日 条例第63号 (目的) 自然環境の適正な保全を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>	<p>1 県自然環境保全地域(次の各号のいずれかに該当する区域のうちから指定)</p> <p>(1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域で面積が100ha以上のもの。</p> <p>(2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域で面積が10ha以上のもの。</p> <p>(3) 地形もしくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びそれと一体となって自然環境を形成している土地の区域で面積が2ha以上のもの。</p> <p>(4) 区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域で面積が2ha以上のもの。</p> <p>(5) 植物の自生地、野生動物の生息地その他の規則で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているものうち面積1ha以上のもの。</p> <p>2 緑地環境保全地域(県自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するものから指定)</p> <p>(1) 市街地又はその周辺地域の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域。</p> <p>(2) 当該地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産と自然とが一体となって良好な自然環境を形成している区域。</p>	<p>指定による規制</p> <p>1 県自然環境保全地域</p> <p>(1) 特別地区において次の行為をするときは知事の許可が必要(通常の管理行為、軽易な行為のうち自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのないもので規則で定めるものは、許可不要。)</p> <p>①建築物その他の工作物の新築、改築、増築 ②宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更 ③鉱物の掘採又は土石の採取 ④水面の埋め立て、干拓 ⑤河川・湖沼等の水位・水量などに増減を及ぼす行為 ⑥木竹の伐採 ⑦知事が指定する区域内での木竹の損傷 ⑧知事が指定する区域内での指定種の植栽又は播種 ⑨知事が指定する区域内での指定動物の放出 ⑩知事が指定する湖沼・湿原等で汚水・廃水を排水設備を設け排水すること ⑪知事が指定する区域内での車馬等の乗り入れ ⑫規則で定める行為</p> <p>(2) 野生動植物保護地区内での指定野生動植物の捕獲、殺傷や採取、損傷の禁止</p> <p>(3) 普通地区内において次の行為をするときは知事への届出が必要</p> <p>①基準をこえる建築物その他工作物の新築、改築、増築 ②宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更 ③鉱物の掘採又は土石の採取 ④水面の埋め立て、干拓 ⑤河川・湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為</p> <p>2 緑地環境保全地域内において次の行為をするときは知事への届出が必要</p> <p>(1) 基準をこえる建築物その他工作物の新築、改築、増築 (2) 宅地の造成、土地の開墾、その他土地の形質変更 (3) 鉱物の掘採又は土石の採取 (4) 水面の埋め立て、干拓 (5) 木竹の代採</p>
<p>自然海浜保全地区</p>	<p>広島県自然海浜保全条例 (制定年月日) 昭和55年3月28日 条例第3号 (目的) 自然海浜の保全及び適正な利用を図り、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。</p>	<p>1 水際線付近又はその水深がおおむね20mを超えない海域において砂浜、干潟、岩礁、その他これらに類する自然(以下この号において「砂浜等」という。)の状態が維持されているもの(損なわれた砂浜等が再生され、又は砂浜等が新たに創出されたものを含む。)</p> <p>2 海水浴、潮干狩り、その他これらに類する用に公衆に利用されており、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められるもの。</p>	<p>指定による規制</p> <p>次の行為をしようとするときは、事前に知事に届出が必要</p> <p>1 建築物その他工作物の新築、改築、増築 2 土地(海底を含む。)の形質変更 3 鉱物の掘採、又は土石の採取 4 規則で定める行為</p>

県自然環境保全地域等一覧表

市町村名	地域名	種別	指定年月日	面積
安芸太田町	龍頭峡	県自然環境保全地域	昭 48.10.25	31.40 ha
廿日市市	万古溪	〃	昭 49. 7.18	64.10
福山市	当木島・釜戸岬	〃	〃	2.17
神石高原町	魚切溪谷	〃	〃	72.96
広島市	石ヶ谷峡	〃	昭 49. 9.30	389.75
世羅町	津田の明神山	〃	昭 49.11.14	66.69
三次市	常清滝	〃	昭 50. 3.14	54.13
庄原市	八国見山	〃	〃	80.59
呉市	柏島	〃	昭 51.12.24	39.65
安芸高田市	小掛峡	〃	〃	52.51
庄原市	指谷山	〃	〃	88.25
広島市・廿日市市	大峯山	〃	〃	39.89
広島市	福王寺山	〃	〃	136.98
世羅町	男鹿山	〃	〃	43.71
広島市	湯の山	〃	昭 52. 1.19	85.11
安芸太田町・北広島町	滝山峡	〃	昭 53. 3.24	336.24
安芸高田市	大沢湿原	〃	昭 53.12. 1	56.62
世羅町	黒川の明神山	〃	〃	19.89
三次市・庄原市	神之瀬峡	〃	昭 54.12. 1	46.41
府中市	岳山	〃	〃	44.72
神石高原町	阿下川	〃	〃	54.27
庄原市	猫山	〃	昭 57. 7.19	65.03
三次市・世羅町	品の滝	〃	〃	50.16
庄原市	吾妻榎原谷	〃	〃	87.52
三次市	上田の明神山	〃	昭 58. 3.31	10.19
北広島町	八幡湿原	〃	昭 59. 3.31	29.43
三次市	女亀山	〃	昭 62. 3.31	5.75
東広島市	三永水源地	緑地環境保全地域	昭 48.10.25	71.50
尾道市	西国寺	〃	〃	7.72
福山市	大坊	〃	〃	10.17
庄原市	五品岳	〃	〃	13.61
安芸高田市	郡山	〃	昭 49. 4.19	95.34
安芸太田町	深山峡	〃	昭 49. 7.18	31.48
東広島市	大宮八幡宮	〃	〃	2.59
広島市	蓮華寺山	〃	昭 49.10. 1	167.14

市町村名	地域名	種別	指定年月日	面積
三次市	風土記の丘	緑地環境保全地域	昭 50. 2.12	160.54 ha
江田島市	古鷹山	〃	昭 50. 3.14	90.72
神石高原町	亀鶴山	〃	〃	12.48
尾道市	立花	〃	〃	1.13
北広島町	龍山	〃	昭 51.12.24	3.71
安芸高田市	国貞山	〃	昭 56. 9.11	1.50
広島市・廿日市市	東山溪谷	〃	昭 58. 3.31	53.50
東広島市	榊山	〃	昭 60. 3.30	4.21
世羅町	今高野山	〃	〃	20.47
呉市	日高庄	〃	昭 63. 3.31	3.13
庄原市	葦嶽山	〃	平元. 3.31	60.32
呉市	亀山八幡神社	〃	〃	1.50
庄原市	大富山城跡	〃	〃	3.71
呉市	天神鼻	〃	平 3. 3.31	2.01
大竹市	阿多田島長浦	自然海浜保全地区	昭 55. 8. 1	陸域 1.20
三原市	佐木大野浦	〃	〃	〃 0.63
呉市	七浦	〃	〃	〃 0.27
尾道市	干汐	〃	昭 56. 3.31	〃 0.17
大崎上島町	大串	〃	〃	〃 0.23
竹原市	長浜	〃	昭 56. 9.22	〃 0.10
福山市	横山	〃	〃	〃 0.54
江田島市	大柿長浜	〃	昭 57. 3.31	〃 —
尾道市	梶ノ鼻	〃	〃	〃 1.44
尾道市	高根	〃	〃	〃 7.20
尾道市	百島	〃	昭 58. 3.31	〃 0.29
江田島市	大附	〃	〃	〃 1.24
呉市	中小島	〃	〃	〃 0.28
福山市	箱崎	〃	〃	〃 1.04
〃	グイビ	〃	〃	〃 —
三原市	柄鎌瀬戸	〃	昭 59. 3.31	〃 0.45
呉市	恋ヶ浜	〃	昭 62. 3.31	〃 0.84
呉市	大浦崎	〃	平 2. 3.31	〃 0.04
呉市	須之浦	〃	平 3. 3.31	〃 1.37
県自然環境保全地域 合計指定済			27 地域	
緑地環境保全地域			22 地域	
自然海浜保全地区			19 地区	